

**指定居宅介護支援利用契約書
及び重要事項説明書**

あおぞら居宅介護支援事業所

山口県指定 第 3510910783 号

1 事業者

名 称	医療法人社団 村重医院
所 在 地	山陽小野田市須恵一丁目12番10号
法人種別	医療法人
代表者氏名	村重 武美
電話番号	0836-83-3706

2 ご利用の事業所

名 称	あおぞら居宅介護支援事業所
所 在 地	〒756-0836 山陽小野田市須恵一丁目12番33号
事業所番号	3510910783
指定年月日	平成12年4月1日
管理者氏名	松元 厚郎
電話番号	0836-81-0008
FAX番号	0836-81-0015

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	指定居宅介護支援の事業を行うものであり、要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることができるように、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく適正な指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行います。 また、地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とします。
-------	---

施設運営の方針	(1) 事業の実施に当たっては、事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。 (2) 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 (3) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏ることのないように複数の事業所から選択できるように必要な情報を提供し、公正中立に行います。 (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。 (5) 従業者の教育研修を重視します。 (6) 地域包括システムの構築推進の為、保険者などから資料又は情報の提供の求めがあった場合、これに協力します。
---------	--

4 職員の職種、員数

職種	員数	勤務状態
管理者	1 名	常勤
介護支援専門員	5 名	常勤
(管理者と介護支援専門員は兼務)		

5 営業日

営業日	毎週 月～金曜日。ただし、国民の祝日、8月15日・16日、12月30日午後～1月3日までを除く。 土曜日は午前中当番制で事務所に待機しています。 休日であってもサービスの提供を行う場合があります。
営業時間	本事業所の営業時間は、8：30～17：30 までとする。 営業時間外であっても、サービスの提供を行う場合があります。 土曜日 8：30～12：30

6 居宅介護支援サービスの概要

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

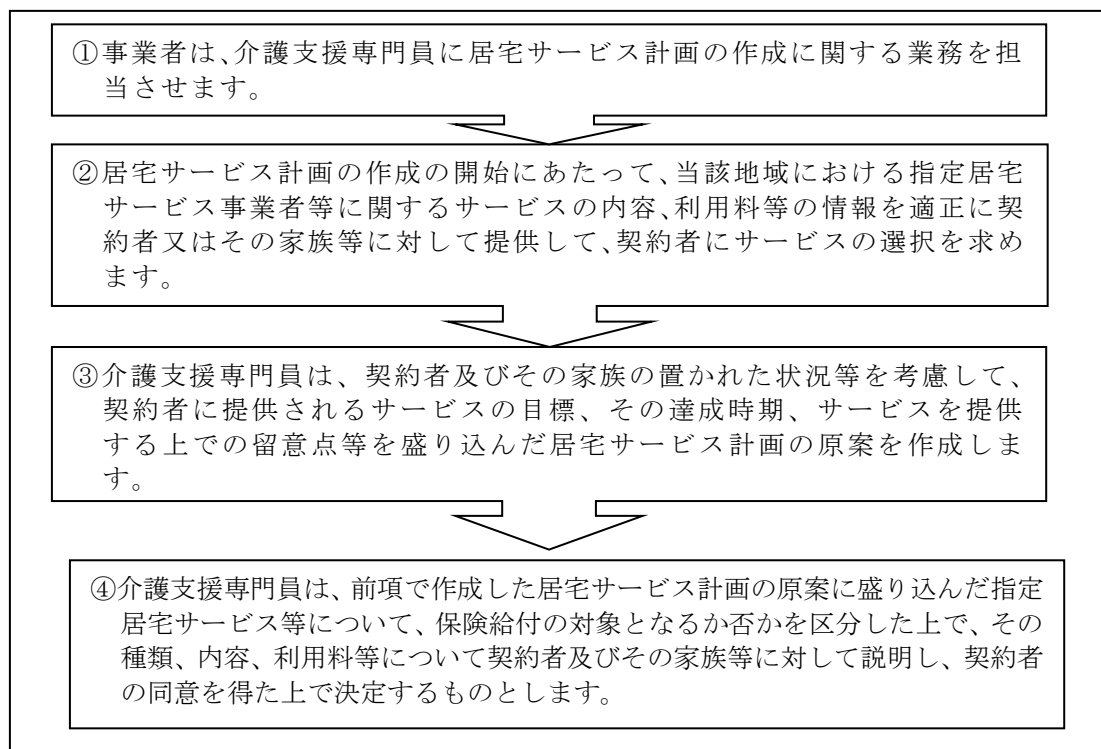
(1) サービスの内容

<サービスの内容>

一 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



二 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

三 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

四 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

五 入院時における医療機関との連携

入院時に担当介護支援専門員の氏名、事業所名、利用者様の情報を入院先医療機関に提供します。

六 障害福祉サービス利用者の移行

障害福祉サービスの利用者が65歳となり、介護保険サービスを利用する場合は障害福祉制度の相談支援専門員と情報交換等の連携に努めます。

七 著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者について

主治医の助言を受けることを前提としサービス担当者会議の招集、開催を行わず、計画作成の簡素化を図り、迅速にサービス利用に繋げるよう努めます。

八 訪問介護事業所からの情報伝達

訪問介護事業所から情報提供された利用者の服薬状況、口腔に関する情報、モニタリングの際に介護支援専門員が把握した利用者の状態を介護支援専門員から主治医に必要な情報伝達を行います。

- 九 訪問介護の訪問回数の多い居宅サービス計画については利用者の自立支援、重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、市町村が確認、是正を促していくことが適当であるため、国が基準として定める回数からかけ離れた訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、山陽小野田市高齢福祉課介護保険係に居宅サービス計画書を届出ることとします。
- 十 医療系サービス利用希望の場合の対応
利用者が医療系サービスの利用を希望、または必要とする場合、利用者の同意を得て主治医の意見を求めるとともに、意見に基づいて作成した居宅サービス計画書を主治医へ交付します。
- 十一 質の高いケアマネジメントの推進に伴い、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するように求めることができます。
また利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由を求めることができます。
訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、ケアプランの同一事業所によって、提供されたものの割合を公表します。（前 6 か月間 別紙参照）

(2) 介護報酬

基本介護報酬内訳

介護 1・2 10860 円/月

介護 3・4・5 14110 円/月

加算

- ・ 特定事業所加算Ⅲ 3230 円/月
- ・ 初回加算 3000 円/月
- ・ 通院時情報連携加算 500 円/月
- ・ 緊急時カンファレンス加算 2000 円/月
- ・ 看取り期におけるサービス利用前の相談、調整等に係る評価 基本報酬算定
- ・ 入院時情報連携加算Ⅰ 2500 円/月
- ・ 入院時情報連携加算Ⅱ 2000 円/月
- ・ 通院時情報連携加算 500 円/月
- ・ 退院・退所字加算（Ⅰイ） 4500 円/回
- ・ 退院・退所字加算（Ⅰロ） 6000 円/回
- ・ 退院・退所字加算（Ⅱイ） 6000 円/回
- ・ 退院・退所字加算（Ⅱロ） 7500 円/回
- ・ 退院・退所時加算（Ⅲ） 9000 円/回
- ・ ターミナルケアマネジメント加算 4000 円/月

一 本事務所が、指定居宅支援を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（居宅介護サービス計画費の額、居宅支援サービス計画費の額）とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときはご契約者からの、利用料の支払は受けないものとします

二 本事務所は、前項の利用料のほか、ご契約者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には要する燃料代及び交通費を請求することができるものとします。

三 本事務所は、前項に規定する費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ、ご契約者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、ご契約者の同意を得るものとします。

7 事業の実施地域

山陽小野田市、宇部市の一部（楠町、藤曲、厚南）

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 苦情の受付について

（１）当施設における苦情の受付

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 管理者 松元 厚郎

〔TEL〕 0836-81-0008

○ 受付時間

月曜日～金曜日 8：30～17：30

（２）行政機関その他苦情受付機関

山陽小野田市 高齢福祉課	所在地 山陽小野田市日の出 1-1-1 電話番号 0836-82-1172 受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連 合会	所在地 山口市朝田 1980 番地 7 電話番号 083-995-1010 受付時間 9：00～17：00
山口県社会福祉協議 会	所在地 山口市大手町 9 番 6 号ゆーあいプラザ 電話番号 083-924-2777 受付時間 9：00～17：00
宇部市 高齢者総合支援課	所在地 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号本庁舎 1 階 電話番号 0836-34-8303 受付時間 9：00～17：00

10 個人情報保護及び情報開示について

- (1) 事業者、サービス従事者または従業員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者または利用者代理人等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、利用者の円滑な退居のための援助を行なう場合に、利用者に関する情報を提供できるものとします。
- (4) 事業者は、諸手続き等の業務委託に際し、必要と判断されたときには利用者に関する個人情報を提供できるものとします。
- (5) ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (6) ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

居宅介護支援契約における個人情報使用同意について

1. 使用する目的

- ・ 他のサービス事業所との連携 会議
- ・ 行政機関との連絡 連携
- ・ 国保連への保険請求
- ・ 入退所や入退院の際の施設 病院との連絡 連携
- ・ 公費負担補助などに関する行政機関への照会
- ・ 外部監査機関への情報提供

2. 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は、1 に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払います。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録します。

3. 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報
- ・ 認定調査票、主治医意見書、介護定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

4. 使用する期間

- ・ 契約締結日から契約終了（終了から 5 年間）までの間とします。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。また適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画の決定）

1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

4 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

5 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

- 一 契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サ
ービス事業者等との連絡調整を行います。
- 三 契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行
います。

第5条（居宅サービス計画の変更）

契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護保険施設への紹介）

事業者は、契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、
その場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分
に配慮するものとします。
- 2 契約者は、事業者が任命した介護支援専門介護員の交替を希望する場合に
は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望
する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出る
ことができます。自事業所内での交代が困難な場合は他事業所への紹介も行
います。
- 3 担当する介護支援専門員が退職した場合には、契約者、ご家族に
その旨を伝え、迅速に後任に業務を引き継ぎます。尚、同事業所内での後任
人事が行えない場合、同意了承を得た上で他事業所への引き継ぎも行います。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

- 2 前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合には、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

(株)全福サービス介護事業者賠償責任保障

T E L 03-3252-2035 F A X 03-3258-8878

第五章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合。
- 二 要介護認定又は要支援認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- 三 契約者が介護保険施設に入所した場合
- 四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- 六 第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

第14条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- 二 事業者もしくは介護支援専門員が第11条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 居宅介護支援の実施に際し、契約者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 二 契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第六章 その他

第17条（苦情処理）

事業者は、その提供した居宅介護支援に関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第18条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項、個人情報使用の説明を行いました。

説明者氏名 _____

(契約)

本書面に基づいて事業者から重要事項、個人情報使用の説明を受け、その内容を理解した上で居宅介護支援のサービス提供開始に同意いたしました。上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

〈契約者〉

利用者住所 _____

氏 名 _____

代理人住所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____

家族代表者住所 _____

氏 名 _____ 続柄 _____

〈事業者〉

あおぞら居宅介護支援事業所

代 表 者 _____ 村重 武美 ⑩

